

5 規制基準

(1) 硫黄酸化物の規制（K 値規制）

硫黄酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の排出口から排出されたばい煙が、拡散された結果としての周辺の地上における濃度を考慮して定めることとしており、各ばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、各ばい煙発生施設の排出口の有効高さに応じて許容される硫黄酸化物の排出量として定められている。

すなわち、硫黄酸化物の排出基準は、政令で定められる地域ごとに定める定数（K 値）を次の式に代入して各ばい煙発生施設ごとに算定される硫黄酸化物の 1 時間当たりの排出量とされている。

$$q = K \cdot 10^{-3} He^2$$

q : 許容排出量 (Nm ³ / 時)
K : 地域ごとに定められた定数
He : 補正された排出口の高さ (m)

K 値は、環境省令で地域ごとに定められるが、この K 値の値はサットン (Sutton) の拡散式で気象条件をある状態に仮定するとき、最大着地濃度（単位 ppm）の 584 倍の関係にあり、したがって K 値の大小により規制の厳しさの程度が決定される。本県においては K 値は大分市及び佐賀関町で 2.34（ただし、昭和 49 年 3 月 31 日以前に設置された施設は 3.5）、その他地域は 17.5 と定められている。

ただし、令別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積 10m² 未満のものであって、昭和 60 年 9 月 9 日までに設置された施設は、当分の間適用しない。また、令別表第 1 の 29 及び 30 の項に掲げるガスタービン、ディーゼル機関については、次のとおりである。

設置年月日	～昭和 63 年 1 月 31 日	昭和 63 年 2 月 1 日～
規模		
排出ガス量 10,000Nm ³ /h 以上	大分市・北海部郡 3.5 その他地域 17.5 (ただし、平成 3 年 1 月 31 日 日まで適用猶予)	大分市・北海部郡 2.34 その他地域 17.5
排出ガス量 10,000Nm ³ /h 未満	当分の間適用猶予	大分市・北海部郡 2.34 その他地域 17.5

※ 非常用（新設及び既設）については、当分の間適用猶予

なお、硫黄酸化物の規制はこのほかにも、①季節による燃料使用基準（約 0.5～1.2%の範囲内で地域ごとに設定）及び②総量規制基準（工場ごとに設定）があるが、本県にはこれらの適用はない。

(2) ばいじんの規制

ばいじんの排出基準は、表 6 のとおり、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出ガス 1Nm³ 当たりのばいじんの量（すなわち、ばいじん濃度）に定められている。

硫黄酸化物の排出基準とは異なり、地域による排出基準値の差はなく、全国一律にいわばナショナルミニマム的に設定される。その代わり、法第 4 条の規定により都道府県は、当該地域の実情に応じ、総理府令で定められるばいじんの排出基準により厳しい排出基準を条例で設定（上のせ）できているが、本県においては特に上のせ排出基準は定めていない。

また、本県においては、法第 3 条第 3 項の規定による特別排出基準の適用はない。